

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING & WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
専利部

中国審査指南改正のご案内

中国国家知識産権局が「審査指南」について以下の通り改正を行った。同改正は、2013年10月15日より発効した。

一、改正の背景

2010年に改正された「中国専利法実施細則」の第四十四条によって、実用新案と意匠出願の初期審査の範囲が拡大された。専利法第二十二条第二項、第四項、第二十三条第一項の規定、すなわち、実用新案出願が新規性、実用性に明らかに不適合であるか否か、及び意匠出願が明らかに従来設計であるか否か、抵触出願が存在するか否かが導入された。

2010年の審査指南は、以上の規定を更に具体化し、実用新案および意匠出願の新規性の審査において普通検索を行わず、場合（コピー出願、重複出願）によって検索を行うべきであることを明確にした。

検索せずに登録になった実用新案及び意匠のうち、従来技術に該当するものは少なくないため、その登録品質を向上するよう、審査指南に記載された「普通、検索せずに」と「検索せず」のような言葉の削除を今回の審査指南改正で行った。それによって、実用新案と意匠の初期審査において審査官に積極的に検索し従来技術を見つけさせようという趣旨が伺える。

二、改正の内容

1. 第一部分第二章第十一節を以下のように改正した。

「11. 専利法第二十二条第二項に基づいた審査

初期審査において、審査官が~~普通検索をせずに~~実用新案出願が明らかに新規性を具備しないものであるか否かについて審査する。審査官は~~検索をせずに~~獲得した先行技術もしく

は抵触出願の情報に基づき、実用新案出願が明らかに新規性を具備しないものである否かについて審査する。

実用新案が非正常な出願、例えば、明らかに先行技術をコピーしたり内容が明らかに実質上同一である専利出願を繰り返して提出したりする出願に関わる場合、審査官は検索することにより獲得した引例もしくはその他のルートにより獲得した情報に基づき、実用新案出願が明らかに新規性を具備しないものであるか否かについて審査すべきである。新規性についての審査は同指南第二部分第三章の規定を参照されたい。」

2. 第一部分第二章第十三節を以下の通り改正する。

「13. 専利法第九条第一項には、同様の発明創造に一つの専利権しか付与しないと規定されている。専利法第九条第二項には、二人以上の出願人がそれぞれ同様な発明創造について専利を出願する場合、専利権は最も早く出願した人に付与されると規定されている。

初期審査において、~~実用新案出願が専利法第九条の規定によって専利権を取得できるかについては普通検索をせずに審査される。但し審査官は、同様の発明創造についてすでに専利出願されたことが分かる場合、審査すべきである。~~審査官は実用新案出願が専利法第九条の規定に適合するか否かについて審査する。審査官は獲得した同様な発明創造についての専利出願又は専利に基づき、実用新案出願が専利法第九条の規定に適合するか否かについて審査する。

同様な発明創造についての処理は、同指南第二部分第三章第六節の規定を参照されたい。」

3. 第一部分第三章第八節を以下の通り改正する。

「8. 専利法第二十三条第一項に基づいた審査

~~意匠出願の初期審査において、普通検索は行われず、審査官は出願書類の内容及び一般消費者の常識に基づき保護を求めた意匠出願が専利法第二十三条第一項の規定に明らかに不適合であるか否かについて審査する。但し、審査官は検索を経ずに獲得した先行技術もしくは抵触出願の情報に基づき、意匠出願が明らかに専利法第二十三条第一項の規定に不適合するか否かについて審査する。~~

意匠が非正常な出願、例えば、明らかに先行技術をコピーしたり内容が明らかに事実上同一である専利出願を繰り返して提出したりする出願に関わる恐れがある場合、審査官は検索することにより獲得した引例もしくはその他のルートにより獲得した情報に基づき、意匠出願が専利法第二十三条第一項の規定に明らかに不適合であるか否かについて審査すべきである。

同様又は実質上同様であることについての審査は同指南第四部分第五章の関連規定を参照されたい」

4. 第一部分第三章第十一節を以下の通り改正する。

「11. 専利法第九条に基づいた審査

専利法第九条第一項には、同様の発明創造に一つの専利権しか付与しないと規定されている。専利法第九条第二項には、二人以上の出願人がそれぞれ同様な発明創造について専利を出願する場合、専利権は最も早く出願した人に付与されると規定されている。

初期審査において、~~意匠出願が専利法第九条の規定によって特許権を取得できるかについて、普通検索をせずに審査される。但し、審査官は、同様の意匠出願についてすでに専利出願されたことが分かる場合、審査すべきである。~~審査官は意匠出願が専利法第九条の規定

に適合するか否かについて審査する。審査官は獲得した同様な意匠の専利出願又は専利に基づき意匠出願が専利法第九条の規定に適合するか否かについて審査する。」

以上

2013年12月25日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com